

入札参加資格及び条件

1 入札参加資格

入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）は、以下のとおりとする。

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 4 年 4 月 12 日福岡県告示第 371 号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

2 入札参加条件

入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）は、以下のとおりとする。

令和 8 年 2 月 9 日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

（1）1 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13 サービス業種その他	06 広告宣伝	－	AA 又は A

（2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

（3）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者

（4）福岡県内に本店又は支店、営業所等を有する者